事 務 連 絡 令和5年3月28日

各都道府県 財政担当課 市町村担当課 御中 地方創生担当課

> 経済産業省 資源エネルギー庁 中小企業庁

特別高圧で受電する中小企業等、商店街の街路灯、特別高圧で受電する工業 用水道に対する電気料金支援に向けた電力・ガス・食料品等価格高騰重点支 援地方交付金活用のお願い

日頃より経済産業行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

本日、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(以下「重点交付金」という。)の積み増し(7,000億円)を含むコロナ物価予備費の使用が決定されました。これまでも、昨年9月20日に講じられた総額6,000億円の重点交付金を活用し、多くの地方公共団体が地域の実情に応じたエネルギー等の価格高騰への対策を講じていただきました。

また、資源エネルギー庁では、電気料金に対する全国一律での支援として、ご家庭への支援を最優先として、総合経済対策に基づき、電気・ガス価格激変緩和対策事業により、本年2月の請求分から、低圧契約の家庭や企業等に対しては7円/kWh、高圧契約の企業等に対しては3.5円/kWhの値引き支援を行っております。

今日、重点交付金の積み増しを含むコロナ物価予備費の使用が決定されましたので、電気・都市ガスの激変緩和措置の対象となっていない、電気を特別高圧契約で受電する中小企業等に対する支援を強化することを念頭に、地方公共団体におかれましては、地域の実情を踏まえつつ、次の①~③に挙げる需要家への電気料金支援にもご活用いただくようお願いします。

- ① 特別高圧で受電する中小企業等(別添1の推奨事業メニュー⑦参照) 特別高圧で受電する中小企業等、特別高圧で受電する工業団地や商業施設等に入居 する中小企業等。中小企業で特別高圧を受電している業種の例としては、鋳物、鍛 造、製鐵、繊維、セメント等があげられる。
- ② 商店街の街路灯等(別添1の推奨事業メニュー⑦参照) 商店街灯、防犯灯等※一般的に低圧で受電
- ③ 特別高圧で受電する工業用水道(別添1の下段※2参照)

各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対してもこの旨 周知いただきますようよろしくお願いします。

【添付資料】

(別添1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

(照会先)

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室 担当 赤松・堀井

直通 03-3501-1528

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1 兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
- 〇 対象事業:① (低所得世帯支援枠)物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
 - ② (推奨事業メニュー)エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー

(生活者支援)

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 低所得世帯支援
- ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 子育て世帯支援
- ③消費下支え等を通じた生活者支援
- ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者 支援

(事業者支援)

- ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等 に対する物価高騰対策支援
- ⑥農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策 支援
- ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

- ○算定方法:①(低所得世帯支援枠)住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
 - ②(推奨事業メニュー)人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円(Ⅰ及びⅡの合計)

I.低所得世帯支援枠(5,000億円)

- 低所得世帯への支援枠を措置。
- 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。
- (注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネ ルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援 ※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育で世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中 学校等における学校給食費等の支援
- ※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配 食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の 高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高 騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、 LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の 影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの 取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

- ※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。
- ※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。